

# 泉南市ネーミングライツ事業に関するガイドライン

## 第1 趣旨

このガイドラインは、泉南市広告掲載要綱（以下「広告要綱」という。）及び泉南市広告基準（以下「広告基準」という。）の規定に基づき、民間事業者等に本市の施設等（以下、「施設等」という。）の愛称を決定する命名権（以下「命名権」という。）を付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 ネーミングライツ事業の内容

ネーミングライツ事業とは、本市と契約した民間事業者等（以下「パートナー企業」という。）に命名権を付与し、当該パートナー企業からその対価を得て、新たな財源の確保と知名度、集客力、サービスの向上を図るものとする。

## 第3 ネーミングライツ事業の基本原則

- 1 ネーミングライツ事業は、市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。
- 2 ネーミングライツ事業により決定した愛称は、当該ネーミングライツ事業における契約期間中は、その愛称を使用するものとする。ただし、条例上の施設の名称については変更しないものとする。

## 第4 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以下の期間で施設等の性格等に応じて決定するものとする。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定するものとする。

## 第5 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設として、文化施設、スポーツ施設、道路、公園やその他市有施設（及びそれらの一部）等を想定する。施設名称の設定に特段の経緯のあるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断されるものは対象外とする。（例：市役所庁舎や学校等）

## 第6 命名権料

当該施設の規模、利用者数、他自治体における類似事例等を参考に、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討し、命名権料を設定するものとする。

## 第7 応募資格

応募資格を有する者は、下記の条件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）を対象とする。

- ・ 広告要綱及び広告基準を準用し、これらに反する法人等は除く。
- ・ 市税に係る徴収金に滞納がないこと。かつ、最近1事業年度の法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

## 第8 愛称の範囲

ネーミングライツ事業によりパートナー企業が表記する愛称は、企業名や商品名等を冠したもので、対象施設等の目的にふさわしく、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、広告要綱第4条各号のいずれにも該当しないものとする。

## 第9 募集

市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、施設等ごとに募集方法、予定価格、選定方法その他ネーミングライツ事業に必要な事項について定めた募集要項を作成し、広告要綱第5条の規定に基づき、泉南市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、原則、市ホームページ又は広報への掲載等により広く募集するものとする。

## 第10 応募

ネーミングライツ事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、泉南市ネーミングライツパートナー応募申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 登記事項証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (6) 直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税）及び市税完納証明
- (7) 提案事項を記した書面（任意書式）
- (8) 同意書(様式2)
- (9) その他市長が必要があると認めるもの

## 第11 審査及び決定

- 1 前条の規定による応募があった場合は、広告要綱第5条の規定に基づき、委員会において、募集要項に基づき審査を行うものとする。但し、市長が審査委員会にかかる必要がないと判断した場合は、この限りではない。
- 2 市長は、前項の規定により審査された内容及び結果を尊重し、ネーミングライツ事業の応募に対する採用の可否及び契約相手方を決定するとともに、泉南市ネーミングパートナー採用（不採用）決定通知書（様式3）により応募者に通知するものとする。

## 第12 契約の締結

- 1 市長は、採用決定したパートナー企業との間で細部について協議のうえ、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。
- 2 パートナー企業は、前項の規定により契約を締結した場合は、市長が定める期日までに命名権料を支払わなければならない。

## 第13 契約の更新

ネーミングライツの契約更新施設においては、公募後、初回の契約更新に限り、現パートナー企業に優先交渉権が付与される。

## 第14 その他留意事項

指定管理者が管理運営業務を行っている施設でのネーミングライツ事業については、必要に応じてパートナー企業、指定管理者及び市の三者でその都度協議するものとする。

## 第15 費用負担区分

- 1 ネーミングライツの付与に伴う対象施設の看板等の新設又は変更及び契約期間の終了に伴う原状回復に係る経費については、パートナー企業が負担するものとする。
- 2 契約締結後に市が作成する印刷物等に係る名称の変更及び市のホームページ上の表示の変更は、市の負担とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、パートナー企業との協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

## 第16 契約の解除

- 1 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。
  - (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
  - (2) パートナー企業が、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) パートナー企業の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、それに伴う原状回復に必要な費用は、パートナー企業が負担するものとする。

## 第17 その他

このガイドラインに定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

このガイドラインは、令和元年7月1日から施行する。

### 附 則

このガイドラインは、令和4年1月1日から施行する。

### 附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。